

日本国際地域開発学会賞規程

1. 本学会は日本国際地域開発学会会則第3条(4)に基づき本規程を設ける。
2. 本学会は、学会賞として、日本国際地域開発学会学術賞、日本国際地域開発学会奨励賞、日本国際地域開発学会功績賞、及び若手優秀論文賞（以下、学術賞、奨励賞、功績賞、若手論文賞という。）を設ける。
3. 日本国際地域開発学会賞の受賞者は本学会員とする。
 - 2) 学術賞は、正会員の中から総会に推薦された者の中から選定する。
 - 3) 奨励賞は、正会員の中から総会に推薦された者の中から選定する。
 - 4) 功績賞は、理事会により推薦された者の中から選定する。
 - 5) 若手論文賞は、『開発学研究』掲載の論文の中から選定する。
4. 学術賞は、本学会の研究主旨に関する学術の進歩・発展に顕著な業績のあった論文に対して授与する。
 - 2) 本賞に該当する業績は、原則として本学会誌に掲載された論文とする。
 - 3) 本学会誌以外においても、顕著な業績が著書、調査報告書、その他の刊行物としてあるときは選考の対象とする。
 - 4) すでに他の賞を受けた業績は、原則として対象外とする。
5. 奨励賞は、日本国際地域開発学会において優れた研究活動を行っている者に対して授与する。
6. 功績賞は、日本国際地域開発学会の発展のために顕著な功績のあった者に対して授与する。
7. 若手論文賞は、過去1年間に『開発学研究』に掲載された論文のうち、優秀な論文に対して授与する。
8. 受賞者には、賞状ならびに副賞が贈られる。
9. 若手論文賞を除く、各賞受賞者は次の手続きによって選考する。
 - 2) 別に定める日本国際地域開発学会賞選考委員会内規によって選考委員会を設ける。
 - 3) 選考委員会は学会賞について、受賞候補者の推薦を正会員に依頼する。
 - 4) 推薦者は対象論文の場合コピー各3部、著書の場合各3冊を添えて、推薦文とともに事務局宛送付する。
 - 5) 選考委員会は、推薦された候補者の業績を審査し候補者を選出する。
 - 6) 選考委員会は、必要に応じて選考委員の他に専門委員を委嘱することができる。
 - 7) 選考委員会は、選考経過及び審査結果を会長に報告する。
10. 会長は、選考委員会の審査結果に基づいて、総会に諮り、受賞者を決定する。また、選考委員長は、総会において選考経過を報告する。
11. 総会において、受賞式を行い、受賞者は受賞講演を行う。
12. 若手論文賞は、編集委員長によって推薦された候補者から、常任理事会で審査・決定

する。

13. 本規程の変更は総会の承認を得るものとする。

付 (1) 本規程は、1988 年 4 月 16 日に制定し、同年 4 月 16 日から施行する。

(2) 本規程は、1990 年 5 月 1 日、日本拓植学会の日本国際地域開発学会への名称変更
にともない、学会名称変更のみ行われ、同日より施行する。

(3) 本規定は、2008 年 6 月 14 日改訂し、同年 6 月 14 日より施行する。

(4) 本規定は、2016 年 5 月 28 日改訂し、同年 5 月 28 日より施行する。

(5) 本規定は、2021 年 11 月 27 日改訂し、同年 11 月 27 日より施行する。

日本国際地域開発学会賞選考委員会内規

1. 日本国際地域開発学会賞規程第9条（2）及び（6）に基づき本内規を設ける。
 2. 会長は選考委員会を組織するものとし、選考委員長1名、選考委員若干名を委嘱する。
 3. 専門委員は、委嘱された事項に限って審査し、その結果を選考委員会に報告しなければならない。
 4. 専門委員の任期は1年とし、連続2期を超えてはならない。
 5. （1）学術賞および奨励賞の選考は、全受賞候補業績に対して、学会賞規程の趣旨に合うかどうかを吟味し、内容を審査し、適、不適及びその理由または所見を付することにする。
（2）適とした業績の中から1件を選定し、選考理由を付してこれを会長に報告する。
 6. 功績賞の選考は、推薦理由を十分に検討し、選考委員の意見を十分に参酌し、受賞者決定の理由を付して審査結果を会長に報告する。
 7. 委員は、学会賞候補者の推薦者または被推薦者となった場合は、委員に留まることはできない。
- 付 （1）本内規は1988年4月16日に制定し、同年4月16日から施行する。
- （2）本内規は、日本拓殖学会の日本国際地域開発学会への名称変更にともない学会名称のみ変更し、1990年5月1日より施行する。
- （3）本内規は、2025年10月11日に改訂し、同年10月11日より施行する。